重要事項説明書

社会福祉法人 優輝福祉会

障害者多機能型事業所

コージーガーデン

障害者多機能型事業所コージーガーデン 重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 優輝福祉会
所 在 地	広島県三次市吉舎町吉舎606番地
電話番号	0824-43-3121
代表者氏名	理事長 森重 利夫
設立年月	平成2年12月13日

2. 利用施設

2. 机用心改	
事業の種類	□ 指定生活介護事業
	□ 指定就労継続支援B型事業
	□ 指定就労移行支援事業
事業所の名称	障害者多機能型事業所コージーガーデン
(事業所番号)	平成24年1月1日指定(3411901048)
事業所の所在地	広島県三次市大田幸町10266番地4
連絡先	電話器 O824-66-3555
	77 אלעדד O 8 2 4 — 6 6 — 2 8 3 9
	E-MAIL cozy@yuukifukushikai.com
管 理 者	熊原晋司
サービス管理責任者	柳田美恵
サービスの実施地域	庄原市、三次市
主たる対象者	常時介護が必要な障害者であって、障害程度区分3(併せて施
(生活介護)	設入所支援を利用する場合は区分4)以上である者、又は年齢が
	50歳以上で、障害程度区分2(併せて施設入所支援を利用する
	場合は区分3)以上である者
(就労B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち次のい
	ずれかに該当する者
	①就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されること
	が困難となった者
	②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断さ
	れた者
	③上記に該当しない者で、50歳に達している者又は障害基礎年
	金 1 級受給者

(就労移行)	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、 企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者(65歳未 満)		
定員	(生活介護) 2 0 名 (就労B型) 2 0 名 (移行支援) 6 名		
開設年月日	平成24年1月1日		

3. サービスの目的・運営方針

	-3 ~ 1/3 = 1
(生活介護)	介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供しておきたほども見ばます。日常は活動もの機会の提供しておきます。
	の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維
	持・向上を目的とします。
(就労B型)	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ
	るように就労の機会を提供します。
(就労移行)	事業所における作業や、企業における実習等、適性に合った
	職場探しや就労後の職場定着のための支援を通じ、適性に合っ
	た職場への就労・定着を目的とします。
運営方針	利用者が充実した日常生活又は社会生活を営むことができ
	るよう、利用者を取り巻く社会資源等との連携に努め社会的自
	立にむけた支援をします。
	地域との結びつきを重視し、地域住民等との交流機会や連携
	を積極的に行うことで地域に開かれた事業運営を行います。
	個人情報(本人及び家族)は、秘密保持を原則とし、あらか
	じめ使用目的を明らかにし、同意を得た上で使用する等、適正
	な管理に努めます。
	利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するために緊
	急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を
	制限する行為は行いません。
	常に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制
	を整えると共に従業者に対する研修を実施する等の措置を講
	じます。
	1 - 5 - 7 - 5

4. サービスに係る設備の概要

	部屋数	備考
訓練・作業室	3	作業訓練室及び、喫茶レストランにおける
		作業など
相談室	1	
洗面所	1	
便所	2	

多目的室	1	
食 堂	1	
浴室	1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し上記の設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況及び勤務体系等 令和6年4月1日現在

of a conclusion and a c				
	生活介護	就労B型	就労移行	
管理者		1名(常勤)		
サービス管理	4 77 (245 ±1.)			
責任者		1名(常勤)		
看護職員	2名(非常勤2			
	名)			
生活支援員	16名(常勤1名·	1夕(岩坳)	1夕(尚恭)	
	非常勤15名)	1 名(常勤)	1 名(常勤)	
就労支援員	_	_	1名(常勤)	
職業指導員		5名(常勤1名・非	0夕(北岸県)	
	_	常勤4名)	2名(非常勤)	
目標工賃達成		1夕(労品)		
指導員	_	1 名(常勤)	_	
栄養士	1名(非常勤)	1名(非常勤)	1名(非常勤)	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し上記の職種の職員を配置しています。

6. 営業日と営業時間

The Harrier Harris Harris				
	生活介護	就労B型	就労移行	
営業日	月曜日から土曜日ま	月曜日から日曜日	月曜日から金曜日ま	
	で(ただし、12月3	まで(ただし、12	で(ただし、12月3	
	1日から1月3日ま	月31日から1月3	1日から1月3日まで	
	でを除く。)	日までを除く。)	を除く。)	
営業時間	午前8時30分から午後5時まで			
サービス提供	午前9時30分から午後4時まで			
時間	午前9時30分から午後3時30分まで(木曜日)			
	ただし、時季や作業により時間を変更する場合がある(就労B型)			

7. サービス提供の内容

(1)介護給付費等対象サービス内容

サー	ービスの種類	サービスの内容				
	相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把				
		握し、適切な相談、助言、援助等を行います。				
	訓練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上				
		するための訓練を行います。(日常生活訓練・社会適応訓練等)				
	介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄				
		等生活全般にわたる援助を行います。				
	事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5				
生		日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確				
活		認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。				
介	健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録				
護		を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健				
-		康保持のための適切な支援を行います。				
	創作的活動	創作的活動の機会を提供します。				
	生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。				
		〈工賃の支払〉				
		上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相				
		当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払いま				
	336 35B 11 1 8 -	す。 ************************************				
	送迎サービス	希望により送迎を行います。				
	訓練	就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。				
	生産活動 	生産活動の機会を提供します。				
<u> </u>		〈工賃の支払〉 トラルき活動における東番畑るから必要経典を美し引いた宛に担当				
就		上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当 する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払いま				
労		する並領を工具として、生産活動に促争している利用名に又払いま す。				
B 型	 実習の支援	す。 事業所とは別の場所で行われる企業における実習への支援を行いま				
玉	大日の文版	す。				
	 送迎サービ	^ °				
	一区型リーに	日土週刧が山木ない物口、布主により込起を打いより。				
1	7					
	対労移行支	生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて 就労に必要となる知識				
移	就労移行支	生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要となる知識や能力の向上のための訓練や就労に関する相談等の支援を行います。				
移行		や能力の向上のための訓練や就労に関する相談等の支援を行います。				
行	就労移行支援	や能力の向上のための訓練や就労に関する相談等の支援を行います。 (原則2年間)				
	就労移行支	や能力の向上のための訓練や就労に関する相談等の支援を行います。 (原則2年間)				
行支	就労移行支援	や能力の向上のための訓練や就労に関する相談等の支援を行います。 (原則2年間) 利用者の職業の可能性を評価し、能力を活かすために、本人の現状と				

在宅におい	「通所の困難性」及び「在宅での事業実施の妥当性」のどちらにも該
て利用する	当すると判断される利用者においては、在宅での訓練や支援を提供し
場合の支援	ます。その際、在宅利用者への定期的な訪問を行います。
	在宅利用者は、原則として月1日は通所することとします。
求職活動等	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携
の支援	を取りながら求職活動の支援を実施し、利用者の適正やニーズに応じ
	た職場開拓に努めます。
就労定着支	利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支
援	援を行います。

(2) 介護給付費等対象外サービス内容(共通)

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。	600円
	食事時間 昼食12:00~	
	※低所得者の軽減措置適用の場合	※300円
	栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティ	
	一に富んだ手作りの食事を提供します。	
洗濯代		100円/回
創作的活動	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負	実 費
及び生産活動等	担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただ	
	きます。	
日常生活上必要	利用者の日常生活に要する費用で、負担して頂くこと	実 費
となる諸経費	が適当であるものに関わる費用をいただきます。	
社会生活上の便	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、	無料
宜の供与等	利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同	
	意を得て代行します。	
通常実施地域外	通常実施地域外の送迎等にかかる交通費をいただき	38円/
の交通費	ます。	路程 1 km
その他	サービス提供記録等の複写代	10円/枚

〈サービスの概要〉

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者に対し説明を行い、同意(記名捺印)をいただきます。 尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

8. 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービス内容の料金

介護給付費等によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち 9 割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領す

る)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(応能負担)

なお、応能負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

介護給付費等から給付されるサービス (10円/単位)

(口 生活介護)

(1日につき)

報酬単価の算定要件	単位数	汝
生活介護サービス費 定員 41 人以上 60 人以下		
各支援区分に応じて基本単位を算定します。		
区分6(3時間未満)	445	単位
区分5(3時間未満)	328	単位
区分4(3時間未満)	224	単位
区分3(3時間未満)	198	単位
区分2以下(3時間未満)	181	単位
区分6(3時間以上4時間未満)	555	単位
区分5(3時間以上4時間未満)	410	単位
区分4(3時間以上4時間未満)	281	単位
区分3(3時間以上4時間未満)	247	単位
区分2以下(3時間以上4時間未満)	226	単位
区分6(4時間以上5時間未満)	666	単位
区分5(4時間以上5時間未満)	493	単位
区分4(4時間以上5時間未満)	337	単位
区分3(4時間以上5時間未満)	297	単位
区分2以下(4時間以上5時間未満)	271	単位
区分6(5時間以上6時間未満)	778	単位
区分5(5時間以上6時間未満)	574	単位
区分4(5時間以上6時間未満)	393	単位
区分3(5時間以上6時間未満)	346	単位
区分2以下(5時間以上6時間未満)	316	単位
区分6(6時間以上7時間未満)	1, 082	単位
区分5(6時間以上7時間未満)	800	単位
区分4(6時間以上7時間未満)	547	単位
区分3(6時間以上7時間未満)	483	単位
区分2以下(6時間以上7時間未満)	441	単位
人員配置体制加算(IV)定員 20 人以下	51	単位
直接処遇生活支援員等を加配した場合に算定しま		
す。		

П	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6	単位
	生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続		+12
	3 年以上の常勤職員が 30%以上雇用されている事業		
	所について算定します。		
	高次機能障害者支援体制加算	41	単位
	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援		—
	専門員を事業所に配置し、利用者に対して指定計画		
	相談支援を行っている場合に算定します。		
	初期加算(利用開始日から30日を限度)	30	単位
	サービス利用の利用開始日から起算して30日以内に		
	おいて算定します。		
	訪問支援特別加算		
	連続した 5 日間、生活介護等の利用がなかった場合	1 時間未満	
	において、生活介護計画等に基づき、利用者の居宅	1回につき	187 単位
	を訪問し相談援助を行った場合1時間未満若しくは1	1 時間以上	
	時間以上で月2回まで算定します。	1回につき	280 単位
	欠席時対応加算	1回につき	
	利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否	94	単位
	確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定し		
	ます。		
重	度障害者支援加算		
	(I) 重度心身障害者が2名以上利用しており、人員	50	単位
	配置体制加算(I)と常勤看護職員配置加算(皿)を算		
	定配置している場合に算定します。		
	(Ⅱ) 生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を	360	単位
	配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上のものに		
	対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に		
	基づき個別支援を行った場合に算定します。		
	※加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内		
	(Ⅲ) 生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を	180	単位
	配置し、区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上の者		
	に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに		
	基づき個別支援を行った場合		
	※加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内		
	長支援加算	1	
	(I)1時間未満の延長支援を行った場合1日につき算	1時間未満	04.354
	定します。		61 単位
	(Ⅱ)1時間以上の延長支援を行った場合1日につき算	1時間以上	00 27 7
	定します。	1回につき	92 単位

	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	150	単位
	利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担		
	を評価する加算を月1回を限度として算定します。		
	食事提供体制加算	30	単位
	低所得者を対象として食費の負担限度額となりま		
	す。食材費相当の額は負担徴収となり、人件費相当		
	分として加算算定します。		
	緊急時受入加算	100	単位
	障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜		
	間に支援を行った場合に算定します。		
	送迎加算(I)	21	単位
	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週		
	3 回以上の送迎を実施している場合に片道につき算		
	定します。		
	障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500	単位
	生活介護事業所等における体験の機会・場の機能を		
	強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の		
	日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定しま		
	す。サービス利用初日から5日までの期間とします。		
	障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250	単位
	生活介護事業所等における体験の機会・場の機能を		
	強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の		
	日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定しま		
_	す。サービス利用6日から15日までの期間とします。	40	224 / L
	就労移行支援体制加算 定員 20 人以下	42	単位
	生活介護の利用を経て一般就労し、就職後6月以上、		
	職場への定着支援をしている者がいる場合の定着実		
	績を評価し算定します。 3.公式概念	0.0	22/ 11
	入浴支援加算	80	単位
	医療的ケアが必要な方・重度心身障害の方に入浴支		
	援を行った場合に算定します。		337.71
	喀痰吸引等実施加算	30	単位
	医療的ケアが必要な者であって、喀痰吸引等が必要		
	な者に対して喀痰吸引等を実施する者として登録し		
	た事業所において、喀痰吸引等の実施のための研修		
	を修了した職員が喀痰吸引等を実施した場合に算定		
	します。		

栄養スクリーニング加算	5	単位
利用開始時、利用中 6 月ごとに、利用者の栄養状態		
を確認し、その情報を担当する相談支援専門員に提		
供した場合に算定します。		
栄養改善加算	200	単位
低栄養、または過栄養状態にある利用者、またはそ		
の恐れがある利用者に対し、個別的な栄養食事相談		
等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持		
または向上に資すると認められるものを行った場合		
に3月以内の期間で1月2回算定します。		
集中的支援加算	1, 000	単位
状態が悪化した強度行動障害を有する児への集中的		
支援を行った場合に月4回を限度に算定します。		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数	
1 月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 4.4%	×加算率	(4.4%)
を算定します。		単位
福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図		
るための費用となります。		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数	
1 月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 1.4%	×加算率	(1.4%)
を算定します。		単位
福祉・介護職員等で介護福祉士、経験及び技能を有		
すると認められる者を対象として更なる処遇改善を		
図るための費用となります。		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数	
1 月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 1.1%	×加算率	(1.1%)
を算定します。		単位
福祉・介護職員等を中心とした従事者の処遇改善を		
図るための費用となります。		
	<u>l</u>	

(□ 就労 B 型)

	報酬単価の算定要件		汝
京	尤労継続支援B型サービス費 (Ⅰ)(6:1)		
5	E員 41 人以上 60 人以下		
	前年度の平均工賃額が 4 万 5 千円以上の場合の区分	700	単位
	として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が3万5千円以上4万5千円未	674	単位
	満の場合の区分として基本報酬を算定します。		

	前年度の平均工賃額が3万以上3万5千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。	636	単位
	前年度の平均工賃額が2万5千円以上3万円未満の 場合の区分として基本報酬を算定します。	620	単位
	前年度の平均工賃額が2万以上2万5千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。	600	単位
	前年度の平均工賃額が1万5千円以上2万円未満の 場合の区分として基本報酬を算定します。	586	単位
	前年度の平均工賃額が1万以上1万5千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。	563	単位
	前年度の平均工賃額が 1 万円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。	494	単位
	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上雇用されている事業 所について算定します。	6	単位
	高次機能障害者支援体制加算 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援 専門員を事業所に配置し、利用者に対して指定計画 相談支援を行っている場合に算定します。	41	単位
	初期加算(利用開始日から30日を限度) サービス利用の利用開始日から起算して30日以内において算定します。	30	単位
	訪問支援特別加算		
	連続した 5 日間、就労支援等の利用がなかった場合	1 時間未満	
	において、就労継続支援B型計画等に基づき、利用	1回につき	187 単位
	者の居宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満	1 時間以上	
	若しくは1時間以上で月2回まで算定します。	1回につき	280 単位
	欠席時対応加算	1回につき	単位
	利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否	94	
	確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定し		
	ます。		
就党	労移行支援体制加算 (I) 定員 20 人以下		
	就労継続支援 B 型支援の利用を経て一般就労し、就職後 6 月以上、職場への定着支援をしている者がいる場合の定着実績を評価し算定します。		

前年度の平均工賃額が 4 万 5 千円以上の場合の区分として基本報酬を算定します。	93	単位
前年度の平均工賃額が3万5千円以上4万5千円未 満の場合の区分として基本報酬を算定します。	86	単位
前年度の平均工賃額が3万円以上3万5千円未満の 場合の区分として基本報酬を算定します。	79	単位
前年度の平均工賃額が2万5千円以上2万5千円未 満の場合の区分として基本報酬を算定します。	72	単位
前年度の平均工賃額が2万円以上2万5千円未満の 場合の区分として基本報酬を算定します。	65	単位
前年度の平均工賃額が1万5千円以上2万円未満の 場合の区分として基本報酬を算定します。	58	単位
前年度の平均工賃額が1万円以上1万5千円未満の 場合の区分として基本報酬を算定します。	51	単位
前年度の平均工賃額が 1 万円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。	48	単位
就労移行連携加算 就労移行支援事業所との連絡調整や特定相談支援事 業所への情報提供などを実施した際に算定します。	1, 000	単位
目標工賃達成指導員配置加算 イ)定員 20 人以下 就労継続支援 B 型サービス費(I)を算定する事業所 で目標工賃達成計画を作成するとともに、目標工賃 達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該 指導員等の総数が常勤換算方法で利用者の数を 6 で 除した数以上である配置の場合に算定します。	45	単位
目標工賃達成加算 工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合 に算定します。	10	単位
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担 を評価する加算を月1回を限度として算定します。	150	単位
食事提供体制加算 低所得者を対象として食費の負担限度額となります。食材費相当の額は負担徴収となり、人件費相当 分として加算算定します。	30	単位
送迎加算(I)	21	単位

	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に片道につき算		
	定します。		
	障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500	単位
	就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を		
	強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の		
	日中活動系サービス体験利用支援を評価を評価し算		
	定する。サービス利用初日から 5 日までの期間とし		
	ます。		
	障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250	単位
	就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を		
	強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の		
	日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定しま		
	す。サービス利用 6 日から 15 日までの期間とします。 		
	在宅時生活支援サービス加算	300	単位
	在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援をうけ		
	ている同一時間帯に生活支援に関する支援を当該サ		
	ービス提供事業所の負担において提供した場合に算		
	定します。		
	社会生活支援特別加算	480	単位
	適切な支援を行うために必要な職員や、その職員の		
	支援の研修環境などが整っている場合に算定しま す。		
П	地域協働加算	30	単位
	生産活動の一環として地元企業や自治体、住民など	33	T 2
	と協働し、その取組み外部に公表した場合に算定し		
	ます。		
	ピアサポート実施加算	1月につき	
	指定のピアサポート研修を修了した障害や難病のあ	100	単位
	る・または過去にあった職員(以下、障害のある職		
	員)などを配置し、ピアサポートとしての支援を実		
	施した場合に算定します。		
	緊急時受入加算	100	単位
	障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜		
	間に支援を行った場合に算定します。		
	集中的支援加算	1, 000	単位
	状態が悪化した強度行動障害を有する児への集中的		
	支援を行った場合に月4回を限度に算定します。		

福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の5.4% 福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図 るための費用となります。	総単位数 ×加算率(5.4%) 単位
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.7% 福祉・介護職員等で介護福祉士、経験及び技能を有すると認められる者を対象として更なる処遇改善を図るための費用となります。	総単位数 ×加算率(1.7%) 単位
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.3% 福祉・介護職員等を中心とした従業者の処遇改善を 図るための費用となります。	総単位数 ×加算率(1.3%) 単位

(口 就労移行)

(1日につき)

報酬単価の算定要件	単位数	
就労移行支援サービス費 (I-3)		
定員 41 人以上 60 人以下		
□ 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	1, 023	単位
□ 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	857	単位
□ 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	711	単位
□ 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	614	単位
□ 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	515	単位
□ 就職後6月以上定着率が0割以上1割未満の場合	446	単位
□ 就職後6月以上定着率が0の場合	413	単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6	単位
生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続		
3 年以上の常勤職員が 30%以上雇用されている事業		
所について算定します。		
就労支援関係研修終了加算	6	単位
定められた研修を終了した職員を 1 名以上配置して		
いることで算定します。		
高次機能障害者支援体制加算	41	単位
高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援		
専門員を事業所に配置し、利用者に対して指定計画		
相談支援を行っている場合に算定します。		

サービス利用の利用開始日から起算して 30 日以内に おいて算定します。 □ 訪問支援特別加算 連続した 5 日間、就労支援等の利用がなかった場合 において、就労移行支援計画等に基づき、利用者の 居宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満若し くは 1 時間以上で月 2 回まで算定します。 □ 欠席時対応加算 利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否 確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定します。 □ 利用者負担上限額管理加算(月 1 回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月 1 回限度として算定します。
□ 訪問支援特別加算 連続した 5 日間、就労支援等の利用がなかった場合において、就労移行支援計画等に基づき、利用者の居宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満若しくは 1 時間以上で月 2 回まで算定します。 □ 欠席時対応加算 利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定します。 □ 利用者負担上限額管理加算(月 1 回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月 1 回限度として算定します。
連続した 5 日間、就労支援等の利用がなかった場合において、就労移行支援計画等に基づき、利用者の居宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満若しくは 1 時間以上で月 2 回まで算定します。 1 時間以上 1 回につき 280 単位 1 回につき 280 単位 1 回につき 3 単位 4 回を限度とし算定します。 1 回につき 4 回につき 4 回につき 5 回につき 6 回につき 6 回につき 7 回につき 7 回につき 8 回につき 8 回につき 7 回につき 8 回にのき 8 回につき 8 回につき 7 回につき 8 回につき 8 回につき 7 回につき 8 回につき 8 回につき 8 回につき 8 回につき 8 回につき 8 回につき 9 回にしています。 9 回につき 9 回につき 9 回にしています。 9 回につき 9 回にしています。 9 回にして
において、就労移行支援計画等に基づき、利用者の き 187 単位 日宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満若し 1 時間以上 1 回につき 280 単位 1 回につき 280 単位 1 回につき 単位 280 単位 単位 280 単位 単位 1 回につき 単位 1 回にのき
居宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満若し くは 1 時間以上で月 2 回まで算定します。 1 時間以上 1 回につき 280 単位 7 月 日 1 回につき 1 回につき 3 単位 4 回を限度とし算定します。 94 単位 3 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日
くは1時間以上で月2回まで算定します。 き 280単位 欠席時対応加算 1回につき 利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否 確認等をおこなった場合に月4回を限度とし算定します。 94 単位 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 150 単位 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月1回限度として算定します。 150 単位
□ 欠席時対応加算 利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否 確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定し ます。 □ 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担 を評価する加算を月1回限度として算定します。
利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定します。 □ 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月1回限度として算定します。
確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定します。 □ 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月1回限度として算定します。
ます。 □ 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月1回限度として算定します。
□ 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 150 単位 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担 を評価する加算を月1回限度として算定します。
利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月1回限度として算定します。
を評価する加算を月1回限度として算定します。
□ 食事提供体制加算
低所得者を対象として食費の負担限度額となりま
す。食材費相当の額は負担徴収となり、人件費相当
分として加算算定します。
□ 移行準備支援体制加算 41 単位
前年度に施設外支援を利用者定員の 50%以上の人数
に実施しており、職場実習や求職活動において職員
が同行し支援を行った場合に算定します。
送迎加算 片道につき
□ (I)1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、 21 単位
週 3 回以上の送迎を実施している場合に片道につき
算定します。
□ 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (I) 500 単位
就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を
強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の
日中活動系サービス体験利用支援を評価を評価し算
定する。サービス利用初日から 5 日までの期間とし
ます。
□ 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (II) 250 単位
就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を
強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の
日中活動系サービス体験利用支援を評価を評価し算
定する。サービス利用 6 日から 15 日までの期間とし
ます。

	通勤訓練加算	800	単位
		000	平位
	からから等り職員を指さ、自入ったを使い訓練を11 った場合に算定できる加算です。		
П	在宅時生活支援サービス加算	300	単位
	在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援をうけ	300	平位
	ている同一時間帯に生活支援に関する支援を当該サ		
	ービス提供事業所の負担において提供した場合に算		
	定します。		
	社会生活支援特別加算	480	単位
	適切な支援を行うために必要な職員や、その職員の		
	支援の研修環境などが整っている場合に算定しま		
	す。		
地拉	→。 或連携会議実施加算		
	(I)サービス管理責任者が支援計画等の原案の内容	1回につき	
	及び実施状況について説明を行うとともに、関係者	「回にフロー 583	単位
	に対して、専門的な見地からの意見を求め、支援計	303	辛匹
	画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について		
	検討を行った場合に算定します。		
П	(Ⅱ)サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支	1回につき	
	援員、就労支援員が支援計画等の原案の内容及び実	「凹に Je 408	単位
	施状況について説明を行うとともに、関係者に対し	400	丰四
	で、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援		
	計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与につい		
	前 画寺の作成、変更での他必要な民重の供与について で検討を行った上で、所等のサービス管理責任者に		
	対しその結果を共有した場合に算定します。		
	対しての相乗を共有した場合に昇足します。 緊急時受入加算	100	単位
	211.00	100	中山
	障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に大照れた。た場合に第中に大き		
	間に支援を行った場合に算定します。	1 000	224 1.1
	集中的支援加算	1, 000	単位
	状態が悪化した強度行動障害を有する児への集中的		
	支援を行った場合に月4回を限度に算定します。		
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数	
	1 月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 6.4%	×加算率(6.	4%)
	を算定します。	単位	
	福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図		
	るための費用となります。		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数	
	1 月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 1.7%	×加算率(1.	7%)

を算定します。	単位
福祉・介護職員等で介護福祉士、経験及び技能を有	
すると認められる者を対象として更なる処遇改善を	
図るための費用となります。	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数
1 月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 1.3%	×加算率(1.3%)
を算定します。	単位
福祉・介護職員等を中心とした従業者の処遇改善を	
図るための費用となります。	

(2) 介護給付費等対象外サービス内容の料金

上記「7. サービス提供の内容(2)介護給付費等対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の 1日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の1日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く 場合があります。

	キャンセル料	(食費の実費相当額) 1日あたり	600円
--	--------	------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、 翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 金融機関口座からの口座振替 ※ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行、JA、広島みどり信金
- 9. 利用者の記録及び情報の管理等
- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8:30~午後5:00です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。 但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市 町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使 用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

利用者のかかりつけ医療機	医療機関名:
関	診療科:
	主治医:
	所在地:
	電話番号:
緊急連絡先①	住 所:
	電話番号:
	携帯電話:
	氏 名:
	続 柄:
緊急連絡先②	住 所:
	電話番号:
	携帯電話:
	氏 名:
	続 柄:

11. 協力医療機関

(1)

医纲	療機関の名種		高場クリニック
医	院長名	名	高場憲夫
所	在生	地	三次市三良坂町三良坂877-5
電	話番号	号	0824-44-2057
診	療	村	内科

12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1)要望・苦情・虐待等申立先

	・苦情・虐待窓口担当者	柳田 美恵
	・苦情・虐待解決責任者	熊原 晋司
当事業所	・ご利用時間 8:3	0 ~ 17:00
ョ争未加 ご利用相談窓口	·電話番号 082	4-66-3555
こ 利用相談总口	• F A X 082	4-66-2839
	・ 担当者が不在の場合は、	事業所事務所までお申し出
	ください。	

	上杉千恵美 電話番号0824-73-0559 歌手
第三者委員	奥 易之 電話番号 0824 - 88 - 2548 無職
	宮崎 文隆 電話番号0824-66-2317
	団体役員
三次市役所	・所 在 地:広島県三次市十日市東3-14-1
社会福祉課障害者福祉係	・電話番号:0824-65-2051
	・所 在 地:広島県広島市南区比治山本町12-2
広島県運営適正化委員会	・電話番号: 082-254-3419
	• F A X: 082-569-6161

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応いたします。	
立中の制体	別途定める消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓	
平時の訓練	練を、利用者の方も参加して実施します。	
	· 自動火災報知機 有 · 誘 導 灯 有	
) 防災設備	・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有	
加火 設備	・消火器有	
	・ カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。	
) 消防計画	消防署への届出日: 令和2年10月21日	
/月沙司 凹	防火管理者 : 今井 耕平	
	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。	
保険加入	加入保険会社名:株式会社 損害保険ジャパン	
	加入保険内容:社会福祉施設総合損害補償	

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利 用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、 賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対す る宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス多機能型事業所コージーガーデンの提供及び利用の 開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 事業所名	: 社会福祉法人 優輝福祉会 所: 広島県三次市吉舎町吉舎606番地 : 障害者多機能型事業所コージーガーテ ろ: 理事長 森重 利夫 印	シ	
説明者職名	名: 氏名		_ 町
	本書面に基づいて事業者から指定障害者多及び利用について重要事項の説明を受け、		-ジーガーデ
(利用者 住所:	š) :		
氏名:	:	印	
(代筆者 住所:	š) :		
氏名:	:	印	
続	柄:		
(代筆	理由:)
(ご家放 住所:	矢代表) :		
氏名:	:	印	
続	柄:		